

ショッピングモールでの勧誘 雰囲気流されずに冷静に判断を

【事例1】

ショッピングモールで「今モバイルルーターとタブレットを契約すると、毎月のスマホ料金が安くなる」と声をかけられた。勧められるままに契約したが、結果スマホの料金は思ったほど安くならなかった。

【事例2】

「1か月無料」とショッピングモールでウォーターサーバーの勧誘を受けた。必要ないとは思いつつも、その場の雰囲気につられてサーバーのレンタルと水の定期宅配を契約してしまった。

【アドバイス】

事例のような相談が複数寄せられています。必要な場合ははっきりと断りましょう。また、契約する場合でも、契約書面をしっかりと読んで内容を確認しましょう。断りきれずに契約してしまっても、8日間はクーリング・オフや初期契約解除制度を利用して契約を解除できる場合があります。早めに消費生活センターにご相談ください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

「悪質商法対策五カ条」で消費者力を向上させよう

5月は消費者月間です。言葉巧みに消費者を誘い込み、お金をだまし取る悪質商法の手口は多様化しています。被害にあわないように、次のことを心がけましょう。それでも、契約してしまったときは一人で悩まず早めに消費生活センターへ相談してください。相談は無料です。

【その1】扉をすぐに開けない

業者が来たら、すぐに扉を開けずにインターホンで会社名や販売目的を聞きましょう。怪しい相手には「帰ってください」と言いましょ。

【その2】うまい話は信じない

悪質商法は巧みな言葉で勧誘してきます。「無料」や「キャンペーン」、「あなただけ特別」などの言葉は疑いましょ。

【その3】留守番電話や番号表示機能を活用する

オレオレ詐欺や電話勧誘などを防ぐには、電話に出ないことが重要です。電話に出る前に、相手を確認し、不審な電話には出ないようにしましょ。

【その4】契約書はよく読む

契約したら簡単に取り消すことができません。契約する前に契約内容は必ず確認しましょ。

【その5】必要のないものは、はっきり断る

勧誘を断るときは、あいまいな言葉を避け、はっきり断りましょ。

【問】柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

ワクチン接種をかたる不審な電話に注意



新型コロナワクチンに便乗したトラブルが全国で相次いでいます。行政機関などになりました不審な電話には注意してください。

【事例 1】

「〇〇省です。お金を払えば、ワクチンを優先的に接種できます」という不審な電話があった。

【事例 2】

「〇〇市役所です。ワクチンが余ったので、お金を払えば接種できます。」という不審な電話があった。

【事例 3】

「ワクチン接種に必要なため、口座情報を教えてください」という不審な電話があった。

【アドバイス】

事例のような相談が複数寄せられています。金銭や個人情報をだまし取る電話は、「〇〇省です」や「〇〇市役所です」などの言葉を使って近づいてきます。新型コロナワクチンの接種は無料です。また、国や市がワクチン接種のために個人情報や口座情報などを尋ねることはありません。少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターに相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

簡単に稼ぐノウハウ「情報商材」にご用心



インターネット上で副業や投資、ギャンブルなどで高額収入を得るノウハウとして販売されている「情報商材」。ここ数年、10代や20代を中心に情報商材の相談が相次いでいます。「誰でも簡単に儲かる」

という甘い言葉に惑わされてはいけません。

【事例】

「頑張らなくても稼げる副業」という SNS の広告に興味を持った。友達申請して電子書籍をダウンロードすると、広告主から電話があり、FX（外国為替保証金取引）の自動販売ソ

フトを勧められた。「万全のサポート体制」「初心者でも寝ている間に稼げる」という言葉を信じて 20 万円で契約した。

【アドバイス】

インターネット上では、内容に価値が無い情報商材を高額で売りつける詐欺的商法が横行しています。「1日15分の作業で毎月20万円稼げる」といったうまい話を信用してはいけません。

事例のような契約後であっても、クーリング・オフ制度によって契約を解除できることがあります。早めに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

注文していない商品を送り付ける「送り付け商法」に注意

【事例】

注文した覚えのない使い捨てマスクが届き、宅配業者に代金引き換えで支払ってしまった。

【アドバイス】

事例は、注文していない商品を一方的に送り付ける送り付け商法です。勧誘の電話で契約したことにされたり、断ったのに商品を送られたりすることもあります。7月の法律改正で、代金を支払った後や、商品を処分した後でも返金を求めることができるようになりました。次のことに気を付けて冷静に対処してください。

□届いた商品はすぐに処分可能

注文や契約をしていないのに、商品が送られてきたら、商品はすぐに処分して大丈夫です。

□事業者から代金を請求されても支払わない

一方的に商品を送り付けられたときは、代金を支払う義務はありません。また、商品を開封した

り、処分していても、代金の支払いは不要です。事業者から代金を請求されても、応じないようにしましょう。

□代金を払ってしまったらすぐに相談

支払義務があると誤解して、代金を支払ってしまっても、代金の返還を請求することができます。対応に困ったら、1人で悩まず、すぐに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）



店舗や通信販売での買い物はクーリングオフできません

クーリングオフは、訪問販売や電話勧誘など、事業者側から突然の勧誘により契約したときに、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。クーリングオフできる取引は法律などで決められていて、契約は一方の都合だけで勝手に解除することはできません。

【事例1】

店舗で腰痛対策の敷布団を購入したが、自分には固すぎてよく眠れない。店に電話して返品を相談したが断られた。

【アドバイス】

店舗に自ら出向いて商品を買ったときは、クーリングオフができません。返品を受け付ける店もありますが、あくまでも店側のサービスです。

【事例2】

テレビショッピングでシワ対策美容液を申し込み、使ってみたが、効果がなかった。返品したい

と思い、電話をしたが断られた。

【アドバイス】

インターネットや電話、郵便などで申し込む通信販売も、自分の意志で申し込むため、クーリングオフできません。返品できるかどうかは、返品特約で表示されるのでしっかり確認しましょう。よく分からないときは、消費生活センターへご相談ください。



【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

損害保険の申請代行サービスの契約は慎重に

【事例】

豪雨や台風の影響で屋根から雨漏りするようになった。「損害保険を利用して自己負担なしで修理ができる。保険金の申請手続きもサポートする」と業者が訪問してきたので、保険金の申請手続きを依頼した。契約した後に、契約書をよく読むと「保険金が振り込まれたら、必ず当社と工事契約をする。キャンセルした場合は保険金の40%の額を違約金として支払う」と書かれていた。

【アドバイス】

自然災害が起こるたびに、「保険金を使って修理工事ができるので、自己負担はない」など、無料を強調した住宅修理工事契約の相談が寄せられています。契約書に、「保険金が認定された後、修理工事を解約すると、違約金として保険認定額の●%の料金を請求する」などと記載されていることが多く、解約すると高額な違約金を請求されるというトラブルにつながりかねません。

保険金の申請は自分でも手続きできます。家屋



が被災したら、まずは自分で保険会社に問い合わせましょう。事例のような訪問販売は、契約して8日以内であればクーリング・オフできます。契約は慎重にしましょう。困ったときは早めに消費生活センターに相談して下さい。

【問】 同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

「お試し」のつもりが定期購入に 契約内容は詳しく確認を

【事例】

SNSの広告で「ダイエットサプリが初回限定500円」と出ていたので注文した。届いたサプリを飲んでみたが思ったような味ではなく、おなかの調子も悪くなったので途中で飲むのを止めた。ところが、約1カ月後に同じ商品と1万円の請求書が届いた。請求金額が1万円と高かったので販売店に電話すると、「回数縛りのない定期コースの契約なので、次回発送予定日の10日前までに連絡がなければお届けする。届けた商品代は支払ってもらおう」と言われた。

【アドバイス】

1回だけの「お試し」のつもりで申し込んだのに、定期購入だったという相談が多数寄せられています。「〇%オフ」などの強調された文字に惑わされがちですが、小さな文字で詳細な契約内容が書いてあることがあります。画面は隅々まで見

ることが必要です。インターネットやテレビなどの通信販売にはクーリング・オフが適用されません。注文する前に、定期購入ではないか、総額はいくらか、返品条件など契約内容をよく確認しましょう。トラブル予防のためには注文画面の保存や、販売店とのやり取りをメモして残すことをお勧めします。困ったときは、早めに、消費生活センターへご相談ください。



【問】 同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

正規サイトを模倣する悪質な通販サイトにご注意を

【事例 1】

インターネット上の通販サイトで大幅に値引きされた掃除機を注文。数日経っても届かないので、もう一度通販サイトを確認すると、大手家電メーカーの通販サイトそっくりに作られた偽サイトだった。

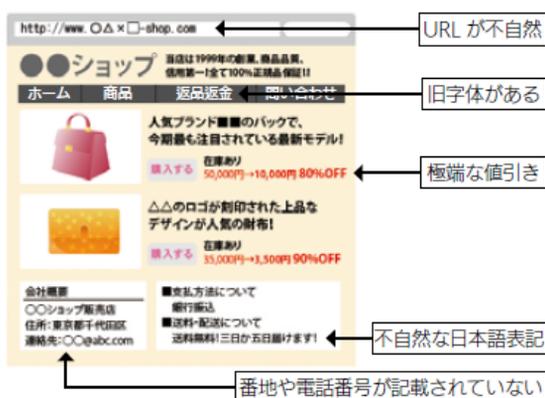
【事例 2】

SNS の広告をクリックして表示された通販サイトで、有名ブランドの洋服を注文した。商品が届いたので中身を確認すると、偽物だった。

【アドバイス】

正規の通販サイトに似せた偽サイトで、個人情報やクレジットカード情報などをだまし取られるトラブルが多発しています。また、フェイスブックやInstagram など、SNS の広告からアクセスした激安サイトでのトラブルも多数報告されています。悪質な通販サイトには右図のような特徴があります。不審に思ったら、消費生活センターへ相談してください。

■悪質な通販サイトの特徴



【問】同センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

4 月から 18 歳以上は法律上大人 一人でできる契約は慎重に

【事例】18 歳の高校生

お年玉やバイト代などの貯金で中古のバイクを購入した。購入したのを両親に知られ、反対されたので返品したい。

【アドバイス】

未成年者が親の同意無しで契約した場合、原則契約を取り消すことができます。民法の改正で、4 月から成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられるため、4 月以降事例のケースは契約を取り消すことができなくなります。また、未

成年者でも少額な契約や成人であると嘘をついて交わした契約などは取り消すことができません。契約するときは、内容を確認して家族に相談しましょう。4 月以降、大人になったばかりの 18 歳と 19 歳は悪質商法のターゲットになる可能性があります。困ったときは一人で悩まずに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

10年で救済した金額は4億円以上になりました

平成24年に開設した柳川・みやま消費生活センターは、4月で10周年を迎えます。毎年の相談件数は600件以上。被害を未然に防いだり、あっせんにより救済したりした金額は、これまでで4億円以上になりました。

【主な相談内容】

▷商品一般▷借金▷アダルトサイト▷光回線▷
情報商材(デジタルコンテンツ)▷健康食品

平成29年から5年連続で相談件数トップだったのは、「商品一般」。これは、公的機関を装った架空請求はがきや、注文した覚えの

ない荷物に関する相談です。最近は「簡単に儲かる方法を教える」といった情報商材(デジタルコンテンツ)や、健康食品などの通信販売で定期購入のトラブルが多発。消費者トラブルは年々変化しています。少しでもおかしいと思ったら、早めに同センターへ相談してください。

【問】同センター(市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時~午後4時30分、☎76・1004)

悪質商法
多重債務
架空請求

困ったときは迷わず相談を!

柳川・みやま消費生活センター
(柳川市役所 大和庁舎1階)



☎ 0944-76-1004



暮らしに役立つお金の情報は…
知るほどと 検索



福岡マスコットキャラクター
こっぴりー

このマグネットは、福岡県金融広報委員会(事務局:日本銀行
福岡支店内)の協賛会で作成しています。



みやまマスコットキャラクター
あっぴー